



## 1. 主要な論点

- ① ブローアウトパネルの必要機能とDB設備としての位置づけの整理
- ② 循環水管伸縮継手の許認可上考慮すべき内容の整理
- ③ 仮設止水板の工認上の位置づけ及び保守管理方法の整理
- ④ 原子炉建屋原子炉棟6階西側の既設床ファンネルの許認可上の位置づけと工認記載内容の整理
- ⑤ 第9条第二項対象範囲の明確化

## 2. 回答骨子

- ① 第9条要求の「差圧による開放機能」以外の関連設備を含めた、全体の設備構成を整理し、成立性をご説明します。
- ② 東2伸縮継手は、浸水防護設備ではないが漏えい量を抑制する機能を有しております。漏えい量の制限は、二重管のギャップで制限することから、先行の蒸気配管ターミナルエンドからの漏えい量を制限するカバーの寸法管理と同様な扱いを実施します。
- ③ 大物搬入口部の仮設止水板は工認対象設備として常設の設備として整理します。機器ハッチ開放時に設置する他の止水板の設置運用については、管理上の問題より、設置の都度、認可を頂く設備として整理します。**【対応検討中】**工認段階では、RC堰と構造が別の堰(一体としない)としてそれぞれの強度・耐震性についてご説明する資料を整理します。
- ④ 6階既設床ファンネルは、排水設備としません。設置許可でのご説明方針を踏まえ、損傷及び閉塞を想定しても安全機能に影響はないとするご説明を整理します。
- ⑤ 第9条第二項対応の要求は、管理区域からの漏えい防止として整理しますが、ヒアリングでのコメント対応として、DSP等からのスロッシング等を考慮しても、第1項の防護対象設備の安全機能が維持出来ることをご説明します。